

9 環境保全

(1) ゼロカーボンの推進

清らかな水と高い晴天率を誇る佐久地域の豊かな資源を活かし、市町村との連携を図ると共に県の補助制度による支援を推進し、住宅用太陽光発電や小水力発電等、再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでいます。

ア 市町村等の「気候非常事態宣言」状況

市町村名	気候非常事態宣言	ゼロカーボン表明
軽井沢町	—	令和2年3月18日
立科町	令和2年6月3日	令和2年6月3日
小諸市	令和2年9月29日	—
佐久市	令和2年10月12日	令和2年10月12日
佐久広域連合	令和4年3月30日	令和4年3月30日

イ 再生可能エネルギー発電設備導入状況

(ア) 太陽光（令和3年12月末現在）

導入容量 351,663kW（全県の24.1%）

導入件数 9,925件（全県の13.5%）

(イ) 水力発電（FIT 発電、令和4年2月末現在）

発電所名	発電出力(kW)	発電事業者名	発電設備所在地	備考
プリンスエナジーエコファーム 軽井沢水力発電所	199	(株)プリンスホテル	軽井沢町	—
星野リゾート第一水力発電所	195	(株)星野リゾート	軽井沢町	—
陣内森林公園小水力発電所	181	日本発電(株)	立科町	農業用水路活用
浅麓水道企業団追分調整池 マイクロ水力発電所	27	(株)DK-Power	軽井沢町	—
甘酒水力発電所	533	(株)シーエナジー	佐久市	農業用水路活用
—	199	佐久穂水力発電(株)	佐久穂町	運転開始前
—	105	蓼科山麓小水力発電(有)	佐久市	運転開始前

出典：「再生可能エネルギー発電事業計画 認定情報」（経済産業省資源エネルギー庁）より

(ウ) 地中熱（空調利用、令和2年4月1日現在）

施設名称	定格出力(kW)	事業主体名	施設所在地
県立武道館	106	長野県教育委員会	佐久市
ヘルシーテラス佐久南	40	佐久市	佐久市
かわかみ保育園	90	川上村	川上村
星のや軽井沢	600	(株)星野リゾート	軽井沢町
軽井沢風越公園カーリングホール	583	軽井沢町	軽井沢町
軽井沢中学校	50	軽井沢町	軽井沢町

出典：「再生可能エネルギー導入等状況調査」（長野県環境部ゼロカーボン推進室）より

(エ) ごみ発電（令和3年3月末現在）

佐久平クリーンセンター（1,980kW）

事業主体：佐久市・北佐久郡環境施設組合

施設所在地：佐久市

ウ 県補助事業の状況

令和4年度からは「地域主導型自然エネルギー創出支援事業」及び「自然エネルギー地域発電推進事業」を一部見直した上で、整理・統合を行った「再生可能エネルギー普及総合支援事業」が実施されます。

【地域主導型自然エネルギー創出支援事業】

(単位：千円)

年度	市町村	事業主体	内容	補助額
令和元年	南相木村	南相木村	役場・診療所への新ストーブ導入（2台）	893
	川上村	川上村	保育園への地中熱冷房設備の追加	6,930
令和2年	川上村	川上村	役場新庁舎・交流防災センターへの地中熱利用空調設備導入の可能性調査	3,250

【自然エネルギー地域発電推進事業】

(単位：千円)

年度	市町村	事業主体	内容	補助額
令和元年	佐久穂町	佐久穂水力発電(株)	小水力発電設備設計	7,000
令和2年	佐久穂町	佐久穂水力発電(株)	小水力発電設備設計	7,000

エ 関係団体

自然エネルギー佐久地域協議会（会員数 32 者）

会長：(株)小宮山土木 代表取締役会長 小宮山 尚明 事務局：鈴与マタイ(株)

(2) 自然公園法に基づく行為の許可状況

自然公園については、優れた景観や貴重な高山植物を保護するため、工作物の新增改築等を規制しています。令和3年度における自然公園法に基づく行為の許可・届出は91件でした。

【許可・届出件数の年度別推移】

許可：特別地域(法20条)、特別保護地区(法21条) 届出：普通地域(法33条) (件)

公園名	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	許可	届出	許可	届出	許可	届出	許可	届出	許可	届出
上信越高原国立公園	25	7	10	5	7	2	7	9	20	11
秩父多摩甲斐国立公園	1			1	2	1		1	1	
八ヶ岳中信高原国定公園	46		27		29		43		48	
妙義荒船佐久高原国定公園	9	1	9		17	1	8	1	11	
計	81	8	46	6	55	4	58	11	80	11

【令和3年度の許可の種類別内訳】

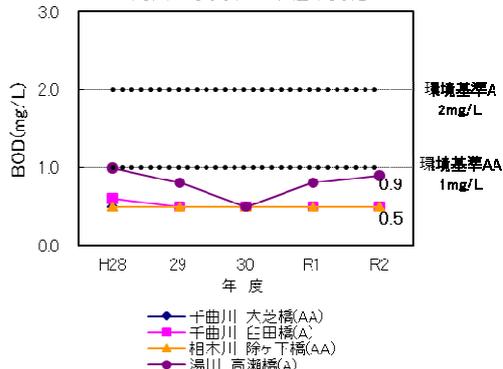
(件)

公園名	工作物の新增改築					立木伐採・植物採取	鉱物・土石の採取等	広告物設置・その他	計
	住宅別荘	店舗・ホテル	電柱・電線・無線	道路等公共	その他				
上信越高原国立公園	6		3	1	2	2	1	5	20
秩父多摩甲斐国立公園						1			1
八ヶ岳中信高原国定公園	2	3	16	5	7	5	4	6	48
妙義荒船佐久高原国定公園			7			3	1		11
計	8	3	26	6	9	11	6	11	80

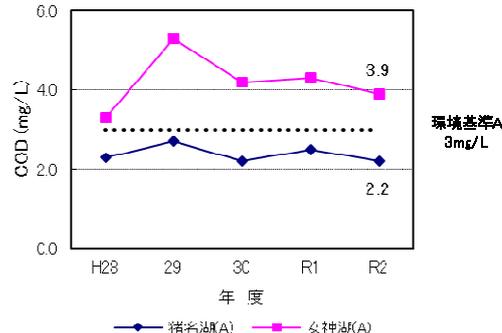
(3) 水質・大気の保全

水質汚濁防止法及び大気汚染防止法等に基づき、特定事業場等について監視・指導を行い、水質・大気環境保全に努めています。

河川の水質(BOD)経年変化



湖沼の水質(COD)経年変化



(4) 水 道

佐久地域は早くから企業団による広域的な水道整備と、市町村で設置した団体による共同水質検査が実施されています。

一方、小規模水道も多く、これは国内有数のリゾート地である軽井沢町の別荘地の水道や、地形的な要因等から統合できない山間部の集落の水道が存在するためです。

管内普及率は99.5%とほぼ100%に達しており、今後は小規模水道の統合整備が課題です。

水道普及率

(令和2年3月31日現在)

単位	施設数				人		%	施設数	
	上水道	簡易水道	専用水道	計	現人在給水人口	人口		法定外水道	飲料水供給施設
小諸市	1	1		2	41,039	41,235	99.5	2	2
佐久市	3 (2)	1	1	5 (2)	98,136	98,269	99.9	2	4
小海町	1	3		4	4,085	4,343	94.1	5	1
佐久穂町	1 (1)	2	1	4 (1)	10,049	10,168	98.8	2	2
川上村		2		2	3,891	3,930	99.0	0	0
南牧村	1	1		2	3,165	3,165	100.0	0	0
南相木村		1		1	907	922	98.4	3	0
北相木村		1		1	714	714	100.0	0	0
軽井沢町	1	10	14	25	19,093	19,282	99.0	2	0
御代田町	2 (1)		1	3 (1)	15,302	15,349	99.7	0	0
立科町	1	3		4	6,778	6,783	99.9	0	0
計	11 (4)	25	17	53 (4)	203,159	204,160	99.5	16	9
実数	6	25	17	48					
県	75 (14)	124	69	268 (14)	2,015,631	2,035,925	99.0	100	126

注1 ()内の数字は、複数の市町村にまたがる水道施設の内数です。

注2 水道普及率 = $\left(\frac{\text{現在給水人口}}{\text{人口}} \times 100 \right)$

注3 上水道 : 計画給水人口が5,001人以上の水道
 簡易水道 : 計画給水人口が101人以上5,000人以下の水道
 専用水道 : 寄宿舍、住宅等における自家用水道
 飲料水供給施設 : 給水人口が50人以上100人以下の給水施設
 簡易給水施設 : 給水人口が概ね20人以上50人未満の給水施設

注4 人口は長野県毎月人口異動調査結果(令和2年4月1日現在)による。

(5) 生活排水対策

生活排水の適正な処理は、河川の浄化に直結します。このため、市町村と連携を取りながら公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及に努めています。

管内は面積が広く、集落が分散していることから、県平均に比べ下水道による割合が低く、浄化槽による割合が高くなっています。

○汚水処理人口普及率

(令和3年3月31日現在)

市町村	人口(人)	処理人口(人)				普及率			
		公共・特環 下水道	農業集落 排水施設 等	浄化槽、 コミュニティ・ プラント	計	公共・特環 下水道	農業集落 排水施設 等	浄化槽、 コミュニティ・ プラント	計
小諸市	41,821	28,388	7,105	5,864	41,357	67.9%	17.0%	14.0%	98.9%
佐久市	98,559	78,687	5,325	13,672	97,684	79.8%	5.4%	13.9%	99.1%
小海町	4,468	3,414	0	1,027	4,441	76.4%	0.0%	23.0%	99.4%
佐久穂町	10,681	9,087	827	468	10,382	85.1%	7.7%	4.4%	97.2%
川上村	3,926	1,817	1,986	58	3,861	46.3%	50.6%	1.5%	98.3%
南牧村	3,207	694	286	2,185	3,165	21.6%	8.9%	68.1%	98.7%
南相木村	996	0	0	953	953	0.0%	0.0%	95.7%	95.7%
北相木村	703	0	0	611	611	0.0%	0.0%	86.9%	86.9%
軽井沢町	20,963	9,956	654	6,248	16,858	47.5%	3.1%	29.8%	80.4%
御代田町	15,881	14,254	489	823	15,566	89.8%	3.1%	5.2%	98.0%
立科町	7,002	3,267	3,080	553	6,900	46.7%	44.0%	7.9%	98.5%
合計	208,207	149,564	19,752	32,462	201,778	71.8%	9.5%	15.6%	96.9%
県	2,063,938	1,739,847	167,304	115,907	2,023,058	84.3%	8.1%	5.6%	98.0%

注1 数字は、令和3年3月31日現在。ただし、令和3年4月1日供用開始告示人口を含む。

注2 人口は住民基本台帳数字を基本とし、外国人を含まない。

注3 四捨五入を行っているため合計が合わないことがある。

(6) 一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理施設について、立ち入り検査を行い、地域環境の保全に努めています。

一般廃棄物処理施設の種類の数と主な公共施設

(佐久)

(令和4年3月31日現在)

施設の種類の	施設数	処理能力計	主な公共施設	処理能力	
し尿処理施設 (単位：kl/日)	1	83	佐久平環境衛生組合 佐久平環境衛生センター	83	
汚泥再生処理センター し尿・浄化槽汚泥 (単位：kl/日)	1	123	浅麓環境施設組合 浅麓汚泥再生処理センター	123	
コミュニティプラント (単位：m ³ /日)	3	223	佐久市平井地区地域し尿処理施設 南牧村川平西地区コミュニティプラント 立科町藤沢コミュニティプラント	105 46 126	
ごみ焼却施設 (単位：t/日)	5 (炉数) 7	264	佐久市・北佐久郡環境施設組合 佐久平クリーンセンター 川西保健衛生施設組合 川西清掃センター 小諸市 クリーンヒルこもろ	110 20 24	
堆肥化施設 (単位：t/日)	2	58	佐久市堆肥製産センター	13	
ごみ処理施設 (単位：t/日)	19	1,898	軽井沢町 軽井沢町塵介処理場(粗大ごみ処理)	33	残余量
最終処分場 (単位：m ³)	17	1,642,460 残余量計 124,974	小諸市野火附廃棄物埋立処分場(第3期) 佐久市うな沢第2最終処分場 佐久市宇とう南沢処理場 小海町草刈久保最終処分場 川上村営ゴミ処理場 南牧村一般廃棄物最終処分場 御代田町井戸沢一般廃棄物最終処分場 川西保健衛生施設組合 川西一般廃棄物最終処分場	29,000 148,000 241,920 82,695 42,255 2,420 30,670 36,900	12,499 37,043 46,580 2,239 14,255 0 10,139 1,808

注1 最終処分場の施設数、処理能力計には埋立終了施設を含む。

注2 残余量は令和3年3月31日現在

(上田)

(令和4年3月31日現在)

施設の種類	施設数	処理能力計	主な公共施設	処理能力	
し尿処理施設 (単位：kl/日)	2	316	上田地域広域連合 清浄園 川西保健衛生施設組合 川西衛生センター	280 36	
汚泥再生処理センター し尿・浄化槽汚泥 (単位：kl/日)	1	10	長和町 長和町汚泥再生処理センター	10	
コミュニティプラント (単位：m ³ /日)	3	293	山崎地区コミュニティプラント 寺坂住宅団地コミュニティプラント 白樺池住宅団地コミュニティプラント	85 88 120	
ごみ焼却施設 (単位：t/日)	3 (炉数) 6	270	上田地域広域連合 上田クリーンセンター 上田地域広域連合 丸子クリーンセンター 上田地域広域連合 東部クリーンセンター	200 40 30	
堆肥化施設 (単位：t/日)	—	—		—	
ごみ処理施設 (単位：t/日)	18	1,016	川西保健衛生施設組合 川西広域処理場	100	残余量
最終処分場 (単位：m ³)	5	161,742 残余量計 22,917	上田市下室賀最終処分場 上田市武石廃棄物最終処分場 東御市一般廃棄物最終処分場 長和町一般廃棄物最終処分場 長和町唐沢山危険物処分場	100,000 6,000 23,786 25,320 6,636	6,297 0 9,632 6,444 544

注1 最終処分場の施設数、処理能力計には埋立終了施設を含む。

注2 残余量は令和3年3月31日現在

(7) 産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理施設、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者について立入検査を行い、公害防止及び地域環境の保全に努めています。

また、跡を絶たない廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、排出事業者、処理業者の指導及び産業廃棄物運搬車両の指導点検、建設リサイクル法の施行に伴う解体現場の指導を実施するとともに21名の不法投棄監視連絡員を委嘱し、不法投棄の早期発見・防止に努めています。

ア 産業廃棄物処理業許可業者数

(令和4年3月31日現在)

区分	収集運搬業				処分業						合計 (件)
	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			
	管内	県外	管内	県外	中間処理のみ	最終処分のみ	中間処理・最終処分	中間処理のみ	最終処分のみ	中間処理・最終処分	
佐久	188	424	3	73	31	—	1	—	—	1	985
上田	217		17		29	—	1	—	—	—	
合計	405	424	20	73	60	—	2	—	—	1	

イ 産業廃棄物処理施設数

(令和4年3月31日現在)

区分	事業者		処分業者		計		
	佐久	上田	佐久	上田	佐久	上田	合計
汚泥の脱水施設		2	1	1	1	3	4
汚泥の焼却施設			1		1		1
廃油の焼却施設		1	1		1	1	2
産業廃棄物の焼却施設				2		2	2
廃プラスチック類の破碎施設			7	4	7	4	11
廃プラスチック類の焼却施設			2		2		2
木くず・がれき類の破碎施設	5		44	21	49	21	70
汚泥コンクリート固化施設			1		1		1
遮断型最終処分場			1		1		1
安定型最終処分場	1			1	1	1	2
管理型最終処分場			1		1		1
計	6	3	59	29	65	32	97

注1 単 位：施設数

注2 事業者：自社の産業廃棄物のみを処理する者

注3 処分業者：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処分業の許可等を有する者

注4 処理施設：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条による許可を有する施設